

Title	我が国中小企業政策の歴史的変遷とその政策的効果 - 中小企業基本法を中心として -
Sub Title	
Author	大場修一(Ooba, Shiyuuichi) 藤枝省人
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	1982
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	複写許諾が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001982-0187

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学生氏名 大場 修一 主査 藤 枝 省 人
(通産省産業政策局) 副査 加 藤 寛
所属ゼミナール 藤 枝 省 人 研 田 中 滋

我が国中小企業政策の歴史の変遷とその政策的効果 —中小企業基本法を中心として—

中小企業は、我が国経済の重要な地位を占め、中小企業政策も、様々な面から講じられている。本論文においては、かような中小企業政策をとりあげ、その歴史の変遷を動的に分析し、中小企業基本法を中心とした政策体系の意義を今日的に評価した。

研究に当っては、①行政法学、②経済政策学、③企業経営の3つの側面から問題をとらえ、その立体的構造を明らかにするという観点から分析を行った。

このような方針のもとに、本論文は、①中小企業研究の意義づけを明らかにし、②中小企業政策の歴史の変遷を浮彫りにし、③中小企業基本法の政策的価値を明らかにし、④政策体系を評価し、その政策的効果を明らかにすることができた。

本論文によって明らかとなった、具体的なポイントとしては、(1) 我が国の中小企業政策は、発生論的には一部在来手工業の保護と転業、下請化対策である。(2) 工業、商業を通じ、産業組織的評価なしに組織化が導入された。(3) 戦後の中小企業問題は、歴史的な産業の柔構造に起因する。(4) 中小企業基本法の体系は、製造業の近代化推進と、競争構造にはふれない組織化推進に特徴づけられる。(5) 中小企業政策のみが経営に与える効果の定量は困難であるが経営戦略上の方向づけとして大きな意義が認められる、等の点であり、(2)、(3)は特に重要である。